

公益財団法人遠藤K奨学財団
奨学生募集要項 2026 年度（2026 年 3 月卒業生等）

1. 趣旨

公益財団法人遠藤K奨学財団（以下、「本財団」という。）は、岩手県内の高等学校を卒業し大学または専門学校等へ進学する学生に対し奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、岩手県の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的とします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- （1）奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- （2）奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- （3）この奨学金は他の奨学金と重複して受給することになっても構いません

※当該他の奨学金において、重複して奨学金を受給することが禁止されていないかの確認をお願いします。

3. 奨学生の応募資格

以下の各項目を全部満たす者であることが必要です。

- （1）次のいずれかに該当する者であること。

- ① 岩手県内の高等学校に在籍する 3 年次の者で、当該高等学校卒業後に大学、短期大学、専門学校、高等学校の専攻科または高等専門学校の 4 年次へ進学をする者であること。

- ② 岩手県内の高等学校に在籍する 3 年次の者で、当該高等学校の専攻科へ進級をする者であること。

- ③ 岩手県内の高等専門学校に在籍する 3 年次の者で、当該高等専門学校の 4 年次に進級する者であること。

- （2）人物が優秀で、健康であり、かつ、勉学に意欲があるとともに向上心をもって夢にむかってチャレンジしている者であること。

- （3）在籍する高等学校長又は高等専門学校長が推薦する者であること。

4. 採用人数

10 名程度

5. 奨学金の額と給付の方法

(1) 給付金額 月額 3 万円／名

(2) 給付の期間 最短就業期間

※ただし、奨学金の休止又は廃止事由に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の交付が休止又は廃止される可能性があります。

(3) 給付の方法

奨学金は、3 か月毎の一定日に交付するものとします。(本人名義の銀行の預金口座に入金します。)

6. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (2) 退学したとき
- (3) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 奨学生としての資格を失ったとき
- (7) 特段の理由なく成績証明書等の資料の提出をしなかったとき
- (8) 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手続

(1) 必要書類

ア 願書

イ 成績証明書(成績見込証明書または調査書でも可)

ウ 在学する高等学校長又は高等専門学校長の推薦書

エ 課題：将来の夢について（財団指定フォーマットを用い A4 判 2 枚程度）

(2) 提出方法

在籍する高等学校又は高等専門学校経由で本財団事務局宛（下記「提出先」）に郵送してください。直接応募は認められません。

(3) 提出期限

2025 年 11 月 14 日(金) (財団必着)

(4) 提出先 (郵送先)

〒023-0045

岩手県奥州市水沢字大町 8 8 - 3

公益財団法人遠藤K奨学財団事務局

小原吉一 宛て

8. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定は、本財団の選考委員会の選考を経て代表理事が行い、その結果を本人に通知します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の責務

奨学生は、学業に励み充実した学生生活を送るとともに、本財団が奨学生交流会等を開催した場合には、積極的に参加をお願いします。また、成績証明書等一定の資料の提出が義務付けられています。

10. 問い合わせ先

電話番号 090-4883-3199 (事務局：小原)

対応時間 平日 10 時～16 時

以上